## 「認定のための必要書類について」

★「保育の必要性」の事由			証明書類(世帯の保護者全員分が必要です)
就労(予定含む) 〈給与所得者〉		月48時間以上の就労をしている	*全ての勤務先における就労証明書 (勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください)
就労(予定含む) 〈自営業者〉			①*全ての勤務先における就労証明書 (ご自身で書式の両面を記入してください) ②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー (きょうだいの申請等で既に提出し、状況に変更がない場合は、その旨を就労証明書の余白に記載いただければ、省略できます)
就学		学校教育法に規定された学校等に在学して いる	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム
求職活動		求職活動を継続的に行っている	*求職活動状況申告書
疾病		疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神 もしくは身体に障害を有している	*診断書 (通院または入院先の診療担当の方に証明を依頼してください)
障害			障害者手帳のコピー
妊娠•出産		妊娠中または出産直後(出産日から起算して 57日目が経過する月の末日まで)である	母子健康手帳の表紙及び出産予定日がわかるページのコピー (既に出産されている場合は、出生届済証明のページのコピー)
看護・介護		同居の親族(長期間入院等をしている親族を 含む)を常時介護または看護している	①*介護状況申告書 ②介護を受ける人の診断書・障害者手帳・保険証・ケアプラン等のコピー
その他	育児休業取得時の 継続利用	児童のきょうだい(弟・妹)の育児休業を 取得しながら、児童が育児休業取得前から 在籍していた施設を引き続き利用している (本認定要件の対象は、「育児・介護休業 法」に基づく育児休業を取得されている方 のみとなります)	*全ての勤務先における就労証明書 (勤務先の庶務・人事担当者に証明を依頼してください) 【証明書内「⑬育児休業期間」への記入が必要です】 (復職にかかる手続き等は、幼児保育課にお問い合わせください)
	その他法令で定め るもの	DV・虐待・災害復旧など	必要書類は幼児保育課にお問い合わせください

- 「\*」の印がついた書類は、文京区所定の様式です。右記のQRコードから所定の様式が掲載されているページへアクセスできます。必要に応じてダウンロードをお願いします。
- ・証明書類には、有効期限があります。有効期限を切れている書類については転用できませんので、ご注意ください。
- ・在職・採用内定証明書等の証明書類の発行はお時間がかかる場合がございます。対象となる方はお早めに ご準備をお願いします。

